平成２７年（フ）第５８３号
北九州市小倉南区守恒本町２丁目８番19号
債務者　平山　卓次
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２１１号
佐賀市大和町大字久池井2174番地４
債務者　山下　　忍
1　決定年月日時　平成27年11月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２８２号
佐賀市高木瀬東４丁目11番６号
債務者　小副川香織
1　決定年月日時　平成27年11月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３２１号
大分市大字城原2254番地の１（ミキハウス城原302）
債務者　當山　貴子
1　決定年月日時　平成27年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３８９号
大分市高松東１丁目４番20号（高松サンロイヤル601）
債務者　矢野　由香
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第９２号
宮崎県延岡市富美山町461番地５
債務者　中野　亜紀
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第１０４号
熊本県菊池郡大津町美咲野３丁目25番14号
債務者　山元麻衣子
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第４９２号
兵庫県西宮市今津水波町３番10―706号
債務者　天野　佳子
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６２７号
兵庫県尼崎市東園田町９丁目38番地　県住南鉄筋１―103号
債務者　岩本　映子（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第７２号
兵庫県洲本市由良１丁目６番７号　養護老人ホーム由良荘、前住所神戸市東灘区青木２丁目２番１―412号
債務者　堀田　功子
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２７年（フ）第１６７６号
名古屋市港区宝神４丁目1004番地　宝神荘５棟408号
債務者　松田　裕二
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７３８号
名古屋市天白区元八事３丁目177番地の１　プチメゾン元八事103号
債務者　奥山　永仁
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７６４号
愛知県海部郡大治町大字鎌須賀字郷前６番地
債務者　田辺　咲江
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８５０号
神戸市灘区薬師通３丁目３番７号
債務者　佐川美智子
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１６４号
愛知県小牧市外堀１丁目82番地　サンロードＭ２Ｄ、住民票上の住所愛知県小牧市郷中１丁目177番地
債務者　加藤しげ子
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６５７号
愛知県常滑市鯉江本町４丁目156番地ディアス陶楽101
債務者　片岡　浩次
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６７３号
名古屋市中川区西伏屋１丁目401番地　県営伏屋第二住宅１棟309号
債務者　石川　修次
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部